

## 請負契約または売買契約に係る追加特約条項

(瑕疵担保責任)

第1条 乙は、住宅のうち構造耐力上主要な部分又は雨水の浸入を防止する部分として住宅の品質確保の促進等に関する法律施行令第5条第1項及び第2項で定めるものの瑕疵（構造耐力又は雨水の浸入に影響のないものを除く。）について、本契約に基づく引渡しの日から10年を経過する日までの間、住宅を新築する建設工事の請負契約にあつては民法第634条第1項及び第2項前段に規定する担保の責任を、新築住宅の売買契約にあつては民法第570条において準用する同法第566条第1項並びに同法第634条第1項及び第2項前段に規定する担保の責任を負う。

2. 住宅のうち構造耐力上主要な部分又は雨水の浸入を防止する部分として住宅の品質確保の促進等に関する法律施行令第5条第1項及び第2項で定めるものの瑕疵（構造耐力又は雨水の浸入に影響のないものを除く。）以外の瑕疵については、引渡しの日から木造の建物は1年、石造、金属造、コンクリート造及びこれらに類する建物その他土地の工作物若しくは地盤は2年とする。

(保険契約の締結)

第2条 乙は、前条1項に規定する責任の履行を担保するために、本契約の目的物である住宅について、別紙の内容の保険について、乙と住宅瑕疵担保責任保険法人（以下、「保険法人」という。）とで保険契約を締結するものとする。

2. 乙は、前項の証として保険法人が定める保険付保証明書を甲に対して交付するものとする。